

令和8年2月5日

於：世田谷区民会館 集会室A・B

第5回 世田谷区本庁舎等における  
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会

1 開 会

2 議 題

(1) 報告案件

- ① 運営委託事業者の選定について【資料1】
- ② 三軒茶屋市民活動支援コーナーの廃止に伴う利用団体へのご案内について
- ③ 区民交流スペース内キッチンカウンターの設計について【資料2】
- ④ 12/16「子ども・若者・子育て会議 若者部会」からの意見聴取結果について

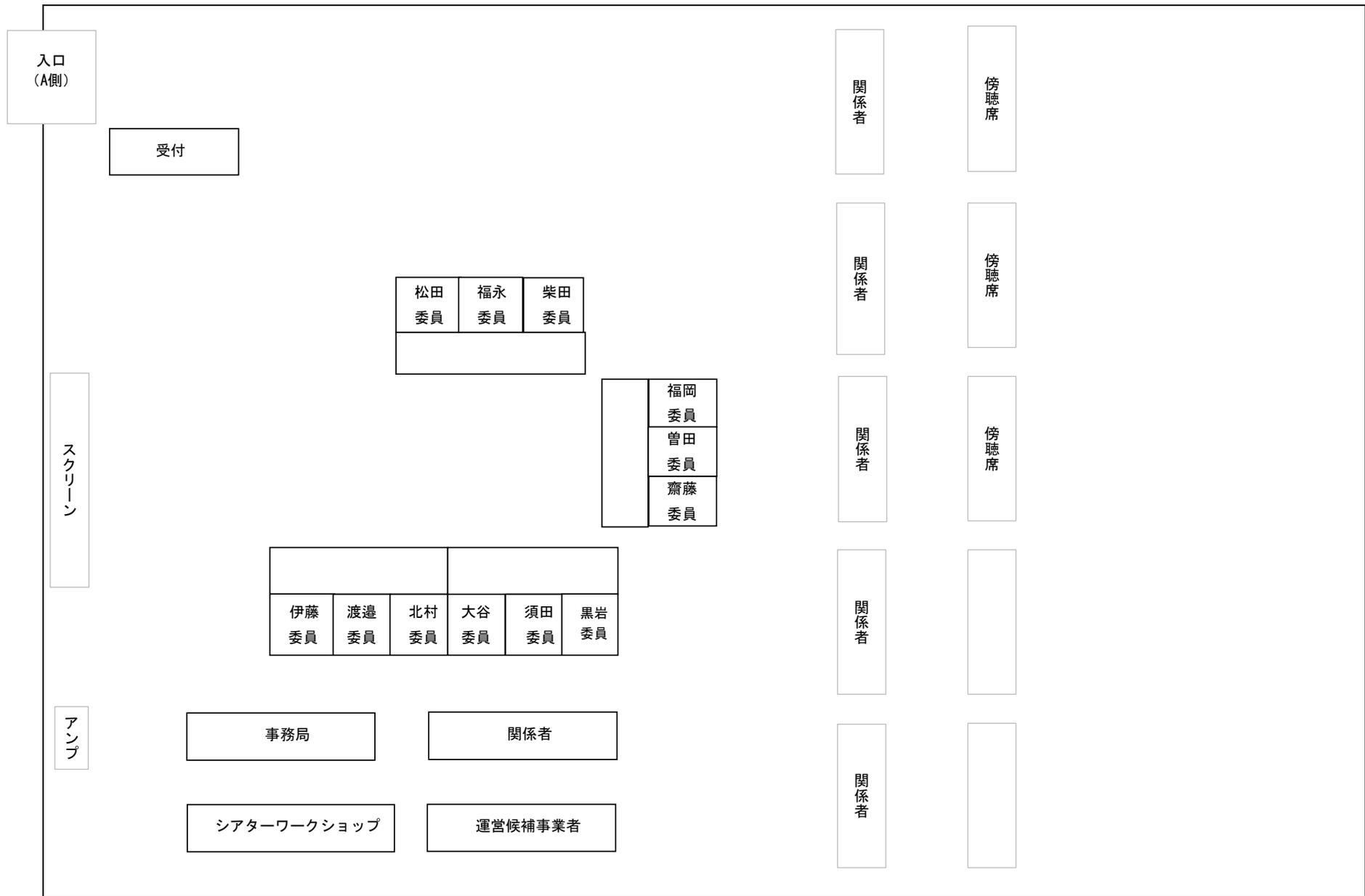
(2) 審議案件（全体スケジュール【資料3】）

- ① オープニングイベントについて【資料4】  
（スケジュール、イベント構成、参加申込状況）
- ② 年間事業計画案について【資料5】  
（区公用事業、事業者からの提案内容）
- ③ 事業運営委員会・部会への引継ぎについて
  - ア. 令和8年度からの事業運営委員会・部会の進め方について【資料6】
  - イ. 東棟屋上庭園区民花壇等の活用について【資料7】

【配布資料】

- 1 準備会各議題資料一式（座席表、資料1～7）
- 2 オブザーバー委員からの意見シート【資料8】

第5回 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 座席表  
 (世田谷区民会館 集会室A・B)



令和 8 年 2 月 3 日  
生活文化政策部  
市民活動推進課

## 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の 開設・事業開始に向けた検討状況について

### 1 主旨

令和 8 年度に本庁舎等に開設する区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）について、開設・事業開始に向けた検討状況について報告する。

### 2 事業運営委員会準備会（以下「準備会」）における検討状況

準備会は令和 6 年 12 月に設置し、令和 7 年 3 月、5 月、8 月とこれまで計 4 回実施した。前回常任委員会報告（令和 7 年 7 月）以降、8 月 27 日に実施した第 4 回準備会での検討状況は以下の通りである。

#### （1）令和 7 年 8 月準備会での委員からの意見等（反映予定）

##### ①利用ルールについて

- ・施設の意義や理念を伝えるための利用憲章をオープニングイベントとあわせ、利用者と一緒に考え作り上げられると良い。
- ・活動時のごみは減らす工夫も大事だが、ごみを出さない、または、再利用するような工夫も団体と知恵を出し合えると良い。

##### ②オープニングイベントについて

- ・11月3日～11月23日の約1か月に渡るイベント全体を通して、何を指すのかが重要。参加する方にも意義を理解して活動してもらえると良い。
- ・企画提案から区民が参加できる形が良いのではないかと。
- ・テーマのつながり等をうまく配置し、通いたくなるプログラムができると良い。
- ・1年前からオープニングイベントについて周知してもらえると団体も準備しやすい。

#### （2）今後の予定

令和 8 年 2 月 5 日に第 5 回準備会を実施し、準備会での検討事項をまとめ、4 月に設置する（仮称）事業運営委員会に引き継ぐ。

### 3 オープニングイベントについて

準備会の意見を踏まえ、11月3日～11月23日までの間で団体との協働イベントとすることとした。また、企画段階からの参加を促すため、11月に庁内の公用申請利用受付と合わせ、区内活動団体へ参加の呼びかけを行った。

#### （1）参加申込状況（令和 8 年 1 月末時点）

区内活動団体の申込状況	18 団体
庁内の公用利用の申請状況	10 事業

(2) 今後の進め方

今後、2月(予定)にオープニングイベント参加希望団体に対し区の説明会、4月(予定)に参加希望団体との交流会・意見交換会を実施し、(仮称)事業運営委員会や部会の意見を踏まえ区と運営事業者でイベント全体を利用調整し、施設全体を効果的に活用し賑わう様子を示しながら、その後の利用を促していく。

4 運営委託事業者選定について

区民利用・交流拠点施設(区民会館を除く)の運営委託事業者について、運営事業者選定審査委員会(以下「選定委員会」)を設置、公募型プロポーザルを実施し、運営候補事業者を以下のとおり選定した。今後、提案内容を前提に仕様の調整を行い、令和8年4月に契約を締結する。

(1) 申込状況

申込事業者数 8事業者(内2事業者は辞退)

(2) 運営候補事業者

共同事業体名	構成事業者名
(仮称)世田谷市民活動事業体	【代表法人】
	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 株式会社世田谷サービス公社

(3) 主な選定理由

様々な自治体の区民利用施設の運営実績がある株式会社JTBコミュニケーションデザインと、区内団体とネットワークがあり、かつ区内の指定管理施設の運営実績がある世田谷サービス公社の2社によるJV(ジョイントベンチャー)であるため、それぞれの特性・強みを活かした事業運営が期待できる。

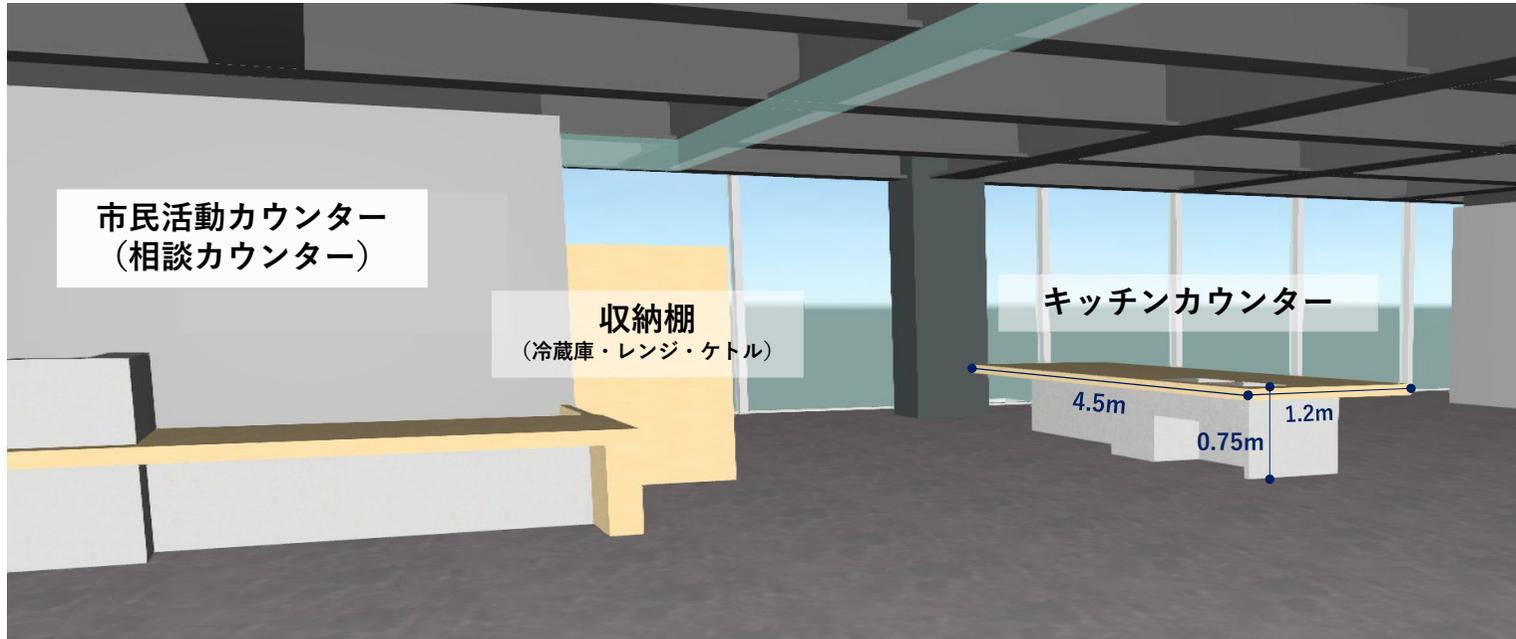
(選定委員会での意見)

- ・賑わい創出事業や市民活動支援業務等について、世田谷区の市民活動をよく理解された上で、既存の市民活動を活かした事業提案がされていた。
- ・団体同士のマッチングや交流だけでなく、区職員との連携についても提案されていた。
- ・一部の世代に特化したものではなく、多様な世代に対応した事業運営を提案されていた。
- ・これまでの豊富な経験に基づく、施設運営の安定性が高く評価された。

5 今後のスケジュール(予定)

令和8年 2月 第5回準備会開催(最終回)  
4月 運営事業者との委託契約・事業者運営開始(開設準備業務等)  
(仮称)事業運営委員会の設置  
8月 区内団体等からの施設利用受付開始(予定)  
9月 本庁舎整備2期工事竣工  
11月3日 施設開設・事業開始、オープニングイベント開始

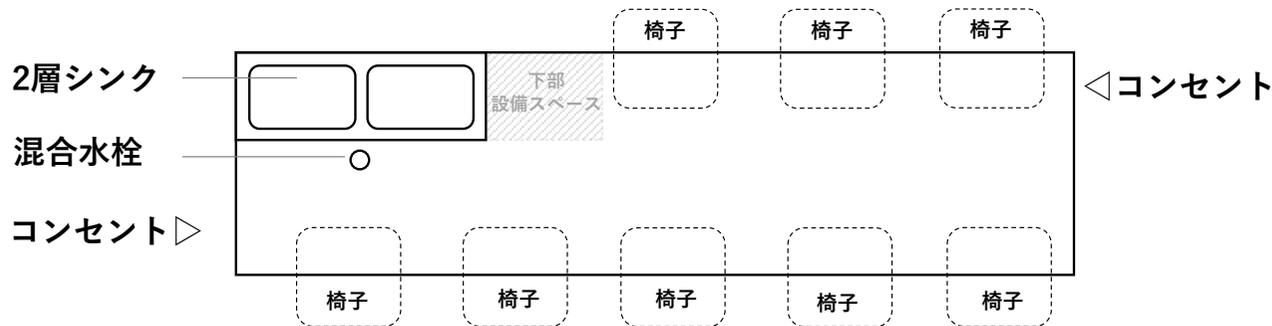
## 区民交流スペース キッチンカウンター廻りイメージ



## パーティションイメージ



## キッチンカウンター 平面



## キッチンカウンター 仕様

- ・ 多様な活動に対応できるように、2層シンク、混合水栓、コンセントを設置。
- ・ 区UD条例に推奨される車いす利用者に配慮した高さを確保。

区民利用・交流拠点施設 開設までのスケジュール及び準備会での主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール

2期工事竣工 令和8年9～10月頃

令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定

年度		令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度					
区民利用・交流拠点施設	区民交流スペース 区民交流室(キッチン付含む) ビロティ 屋上庭園 広場 エントランスホール ラウンジ	区内活動団体(約1700団体)アンケート調査		仕様書(案)、プロボ実施要領(案)作成				事業者選定・プロボ				R8.4～ 運営事業者契約開始 開館準備 オープニングイベント準備含む				区民利用・交流拠点施設運営(業務委託)			
		庁内活用意向調査		プロボ前業務仕様内容公表・意見募集				契約候補事業者決定				オープニングイベント							
事業運営委員会準備会及び事業運営委員会		<p style="text-align: center;"><b>事業運営委員会 準備会</b></p> <p style="text-align: center;">▼12月26日 第1回準備会 ・施設事業コンセプト確認① ・運営委託募集要項項目確認、決定→3月事業説明会、8月事業者公募に繋げる ・(仮称)事業運営委員会構成等確認①</p> <p style="text-align: center;">▼3月25日 第2回準備会 ・施設事業コンセプト確認②、決定 ・施設全体の利用ルール確認① ・スペースごとの活用及び備品確認①</p> <p style="text-align: center;">▼5月 第3回準備会 ・(仮称)事業運営委員会構成等確認②、決定 ・施設全体の利用ルール確認② ・スペースごとの活用及び備品確認② ・オープニングイベント確認①、愛称募集確認①</p> <p style="text-align: center;">▼8月 第4回準備会 ・施設全体の利用ルール確認③ 3回まで概ね検討終了←<del>スペースごとの活用及び備品確認③、決定</del> ・オープニングイベント確認②、規模決定 ←<del>愛称募集確認②、規模決定</del> 次年度予算要求</p> <p style="text-align: center;">▼2月 第5回準備会 利用憲章はオープニングイベントとあわせて検討、施設利用ルールは8月利用受付開始に向けて(仮称)事業運営委員会で継続して検討 ←<del>施設全体の利用ルール確認④、決定→必要があれば適宜修正していく</del> ・オープニングイベント確認③→(仮称)事業運営委員会及び部会で継続して検討 ・年間事業計画確認→(仮称)事業運営委員会で継続して検討 ・<del>事業運営委員会・部会への引継ぎ</del> (令和8年度からの事業運営委員会・部会の進め方について、東棟屋上庭園区民花壇等の活用について)</p>																	
周知・PR等		区内活動団体(約1700団体)アンケート調査 子ども子育て会議等、外部会議体への情報提供 ▼区民まつり出店による周知・PR		試行イベントの実施				試行イベントの実施(予定) ▼区民まつり出店による周知・PR				追加 区民交流スペース等愛称募集 愛称選定 ▼愛称公表				▼区民まつり出店による周知・PR			

項目	令和7年度						令和8年度						9年度										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
全体スケジュール	▼第4回準備会（8月27日） ・概要、実施方法等について 意見集約					▼第5回準備会（2月） ・予算及び委託仕様を 踏まえ、進め方等の 再調整・決定		▼第1回委員会（4月）				▼第2回委員会（8月）						▼第3回委員会（3月）					
			●庁内（外郭含む） 公用申請受付・調整 ●区内活動団体向け 周知・参加受付開始			団体との利用調整						▼第3回各部会（2月） ・出店内容の確認・検討											
						施設全体を活用した区民参加型事業の検討 （案 屋外用のシェードの作成）						周知・PR											
参加申し込み団体、区公用事業との調整	進め方、考え方 企画段階から団体へ参加を促し、区と団体と協働で作上げていく。		申込受付（随時）						▼1/8参加団体へ申し込み状況や今後の進め方等をメール		区と運営事業者がニーズや部会等の意見を踏まえ、イベント全体を利用調整。複数回リモート等での打ち合わせを随時行う。												
						▼2月中参加団体へのイベントの説明、意見交換（対面またはリモート）		▼4月中参加団体と区の顔合わせ、交流会等にて企画内容を具体化		区と運営事業者がニーズや部会等の意見を踏まえ、イベント全体を利用調整。複数回リモート等での打ち合わせを随時行う。		区と運営事業者がニーズや部会等の意見を踏まえ、イベント全体を利用調整。複数回リモート等での打ち合わせを随時行う。		区公用事業とマッチングした団体とをつなぐ（協働）									
愛称募集	進め方、考え方 ○施設がまだなく、応募者がイメージしづらいことから、施設開設とあわせ募集し、令和8年度末までに決定する。 ○仮称を委員会で決定し、考える一助にしてください 案 施設全体⇒協働プレイス 屋内⇒協働ラボ 屋外⇒協働スクエア 屋上⇒協働ガーデン		▼1/9～16準備会委員に事前の意見集約		▼第5回準備会にて意見集約状況報告		▼第1回委員会（4月） 愛称募集（案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 愛称募集（案）の確定				愛称募集（施設見学可）		選定		▼第3回委員会（3月） 同日に選定委員会を実施し、愛称決定				愛称決定後、サイン等の変更ロゴ等の作成		
(仮称)利用憲章	進め方、考え方 ○施設の意義や理念を理解いただくため、禁止行為や遵守事項ではなく、(仮称)利用憲章を作成し、施設に掲示する。 ○作成にあたっては、委員会で素案をまとめ、オープニングイベント期間中に区民参加のワークショップにて複数回検討し、オープニングイベントフィナーレイベント時（11月23日最終日）にお披露目する。						▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定				複数回WS ⇒決定								施設内に掲示、団体登録等の際に説明		
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														
							▼第1回委員会（4月） 利用憲章（素案）の確認・検討		▼第2回委員会（8月） 利用憲章（素案）の確定														

資料4-2～  
資料5-2は  
非公表

委員一覧表

以前お示した資料を今回赤字部分について修正・追記しています。

運営方法について

令和8年4月～					
(仮称)事業運営委員会 委員名簿(案)					
No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
1	学識経験者	デザイン・市民参加	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	【主な議題】 ○事業運営方針の策定・改定等 ○年間事業計画の検討 ○拠点施設の利用ルール等の検討 ○拠点施設の利用状況の共有(日常の利用状況、アンケート結果分析等の確認) ○施設運営上の課題に対する部会への助言
2	学識経験者	文化・芸術	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	
3	学識経験者	みどり	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	
4	区内活動団体	区民活動	柴田 真希	NPO法人まちこほら代表理事	
5	区内活動団体	団体支援	福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事	
6	区内活動団体	区民活動、子ども	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	【開催頻度】 年3回程度
7	区民(公募)	—	—	公募区民(18歳～39歳対象)	
8	区民(公募)	—	—	公募区民(18歳～39歳対象)	
9	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	
10	事務局	行政	部長	生活文化政策部長	
11	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	



**【具体的な運営方法】**  
**●委員長について**  
 ・委員会に委員長、副委員長を置く。  
 ・部会には部長等は設置しない。

**●部会の役割**  
 ・施設の魅力とつながりを高め利用を広げるための企画、支援を行う。  
 ①施設の利用状況を把握し課題と活性化策を検討する。  
 ②メンバーのネットワークを活かし参画体制を広げる。  
 ③状況に応じて事業を企画・実施する((仮)市民活動フェア等)  
 ・運営事業者の事業運営に対して助言し方向性を示す等の指南役  
 ・部会の総理は各部会事務局が行うとし、また行政各所管は協力・連携する。

**【子ども・若者からの意見集約】**  
**●区民委員(18歳～39歳)の設置**  
 ・若い世代ならではの発想や意見を交流拠点施設事業に反映し、当該世代の方の参加も広げていきたいとの趣旨から18歳～39歳に限定した区民委員を委員会に設置する。

**●子どもからの意見集約**  
 「意見箱を交流スペースに設置しての子ども向け利用アンケート」、「利用団体(子ども関連団体)へのヒアリング」、「子ども対象イベント実施時のアンケート」などにより意見聴取を行い、結果を委員会に共有して事業運営にフィードバックする。

**【柔軟な委員会運営】**  
**●クロスオーバー参加**  
 委員会、部会双方への参加(報償費なし)、部会委員の別の部会への参加も可能(任命事由がある場合、クロスオーバー参加可、報償費あり)

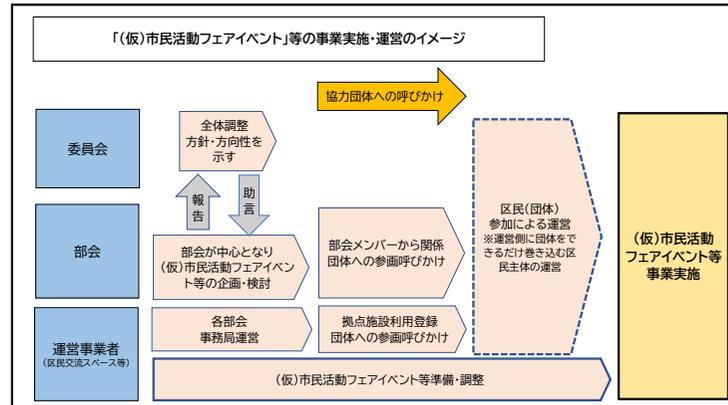
**●検討部会設置**  
 委員会委員、部会委員以外に、その時の検討議題に合わせて専門性のある方などに委員会、又は部会参加していただくことも可能(委員会、部会が招へいた場合、報償費あり)

**【任期について】**  
 任期は2年とする。再任は可能だが、2回までとする(最長6年)。委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。



No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
1	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	【主な議題】 ○運営上の課題に対する企画・支援
2	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	○施設の活性化に向けた企画検討
3	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	
4	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループAmigo理事長	○「(仮)市民活動フェアイベント」の企画(参画)検討 ※上記イベントには文化・芸術に参加体験できたり、地域アーティストや文化団体と連携し活躍の場を提供するような内容も検討する。
5	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	
6	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	
7	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	○利用状況等の把握と検討
8	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	【開催頻度】 年3回程度
9	事務局(代表)	行政	課長	市民活動推進課長	
10	事務局	行政	課長	障害施策推進課長	
11	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	
1	中間支援組織	団体支援	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	
2	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
3	区内活動団体	検討中	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
4	事務局	行政	課長	文化・国際課長	
No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
1	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	【主な議題】 ○運営上の課題に対する企画・支援
2	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	○屋上区民花壇等の区民参加事業について
3	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木のづくりネットワーク代表理事	
4	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	○「(仮)市民活動フェアイベント(みどり活動)」の企画(参画)検討
5	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	○利用状況等の把握と検討
6	事務局(代表)	行政	課長	庁舎管理担当課長	【開催頻度】 年3回程度
7	事務局	行政	課長	みどり政策課長	
8	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	
9	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	

学ボラ→学生ボランティアネットワーク  
 IVUSA→NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA)  
 ★→4つの学生枠については、学ボラ1枠、IVUSA1枠、区内大学推薦2枠として、先に学ボラさん、IVUSAさんの推薦学生を1名ずつ確定する(※参加する部会は区民活動・文化部会、みどり部会どちらでも構わない)。次に、残りの学生枠については区内大学推薦により決定する。



区民利用・交流拠点施設 開設までのスケジュール及び運営委員会での主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール

2期工事竣工 令和8年9月18日(予定)▼

▼令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定

年度	令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度	
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
全体スケジュール	区内活動団体(約1700団体)アンケート調査 庁内活用意向調査		仕様書(案)、プロボ実施要領(案)作成 区内活動団体(約1700団体)アンケート調査 子ども子育て会議等、外部会議体への情報提供	プロボ前業務仕様内容公表・意見募集 ▼2月 試行イベント「区役所で遊ぼう」の実施	事業者選定・プロボ決定 ▼4月 試行イベント「ラウンジ交流会」の実施			R8.4~ 運営事業者 運営開始(開設準備業務) ※オープニングイベント準備含む			▼施設開設 ▼オープニングイベント 11/3~11/23 1か月間の実施 区民利用・交流拠点施設 事業運営開始		愛称選定	▼愛称公表
事業運営委員会準備会 及び 事業運営委員会	事業運営委員会 準備会				事業運営委員会									
			▼12月 第1回準備会	▼3月 第2回準備会	▼5月 第3回準備会	▼8月 第4回準備会	▼2月 第5回準備会	▼4月 第1回委員会 ・事業運営方針の策定(確認事項・区が取り組むことを整理) ・R8年度年間事業計画の共有・承認(公用利用集約、事業者提案事項、OPイベント募集状況) ・愛称募集(案)検討 ・「利用憲章」「利用ルール素案(利用案内用)」について ・OPイベントでの課題解決テーマ設定について	▼8月 第2回委員会 ・R9年度年間事業計画の提案・意見交換(公用・団体利用集約、事業者提案事項) ・部会検討状況の共有(OPイベント等) ・次年度「市民活動フェア」企画(参画)検討 ・愛称募集(案)最終決定		▼3月 第3回委員会 ・部会検討状況の共有 ・OPイベント及び施設利用状況の振り返り(日常利用・アンケート結果分析等) ・次年度「年間事業計画」の検討、確認・承認		▼5月 第1回委員会(R9年度) ・部会検討状況の共有 ・前年度成果を踏まえた本年度以降の目標及び方針の確認 ・中長期的な課題の検討	
「区民活動・交流」、 「文化・芸術」部会								▼5月 第1回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの企画(参画)検討、全体振付 ・OPイベントでの課題解決テーマ設定の具体化	▼7月 第2回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの企画・参画検討、全体振付 ・次年度「市民活動フェア」企画(参画)検討		▼2月 第3回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの振り返り ・利用状況の把握・検討 ・次年度の施設の活性化に向けた企画・検討 ・次年度「(仮)市民活動フェア」企画(参画)検討		▼4月 第1回「区民活動・交流、文化部会」(R9年度) ・施設の活性化に向けた企画・検討 ・「(仮)市民活動フェア」企画(参画)検討	
みどり部会								▼5月 第1回「みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の企画(参画)検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について	▼7月 第2回「みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の企画(参画)検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・次年度「市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討		▼2月 「第3回みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の振り返り ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・次年度の施設の活性化に向けた企画・検討 ・次年度「(仮)市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討		▼4月 第1回「みどり部会」(R9年度) ・施設の活性化に向けた企画・検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・「市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討	

# 東棟屋上庭園(区民花壇含む)及び区民参加の取組みについて

## 1 東棟屋上庭園の検討経過

(1)これまでの取組み

(2)東棟屋上庭園及び区民花壇の設計内容

## 2 審議案件③ イ

東棟屋上庭園区民花壇等の活用について



# 1 東棟屋上庭園の検討経過

## (1)これまでの取組み

●本庁舎等整備の基本的方針(世田谷区本庁舎等整備実施設計概要より)  
【区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎】  
区民自治の拠点として、行政サービスの提供に留まらず、幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、区民が気軽に立ち寄れ、多様な情報の共有や憩うことのできる区民に親しまれる庁舎を目指す。また、区民自治・交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していく。



令和5年度から、世田谷区提案型協働事業を活用して「世田谷ポータル都市文化交流協会」と協働をスタート！  
⇒区民参加型ワークショップを開催しながら、区民との交流、協働によるみどりに関連した活動等を検討。



令和5年度のワークショップ内で多く出たご意見を踏まえ、東棟屋上庭園に「区民花壇」(コミュニティガーデン)を設置することを決定。(設計変更)



写真:ワークショップの様子等

# 1 東棟屋上庭園の検討経過

## (1)これまでの取組み

●今年度(令和7年度)のワークショップ

- ・区民花壇に植える花の検討
- ・花の紹介カード作成

※参考:区ホームページ  
「つくってつなぐ!」新庁舎ワークショップを開催しました | 世田谷区公式ホームページ



写真:花紹介カードと作成の様子

●令和8年度のワークショップ(案)

- ・区民花壇の花壇づくり(土入れ・苗植え)
- ・樹名板づくり
- ・花の紹介カード飾り



2023(R5)~  
提案型協働事業  
スタート

区民花壇の  
設置決定

~2025(R7)  
区民花壇  
の検討等

現在

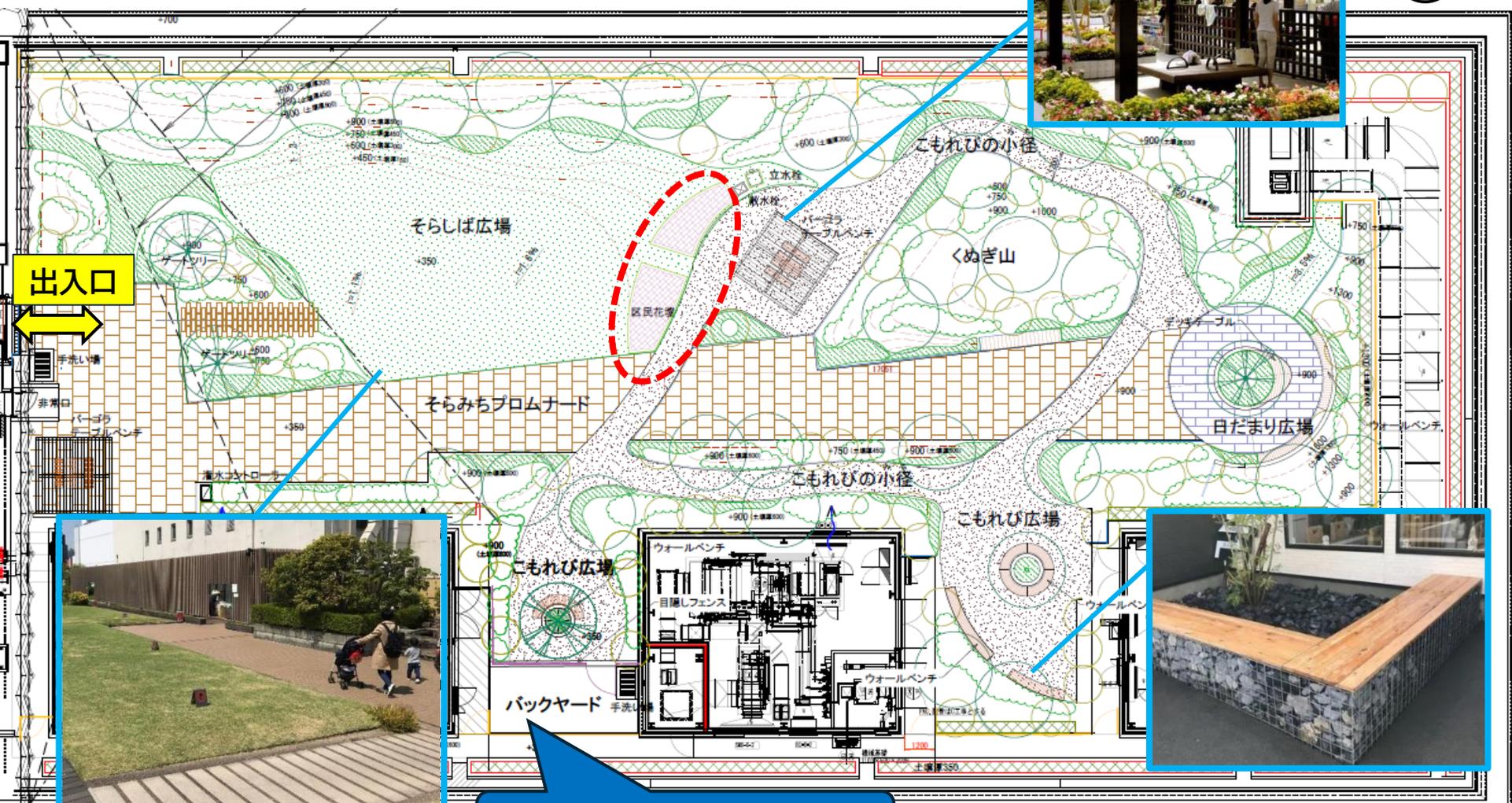
2026(R8)  
東棟屋上庭園オープン!  
区民花壇完成

図:ロードマップ

# 1 東棟屋上庭園の検討経過

## (2) 東棟屋上庭園及び区民花壇の設計内容

### ① 東棟屋上庭園の紹介

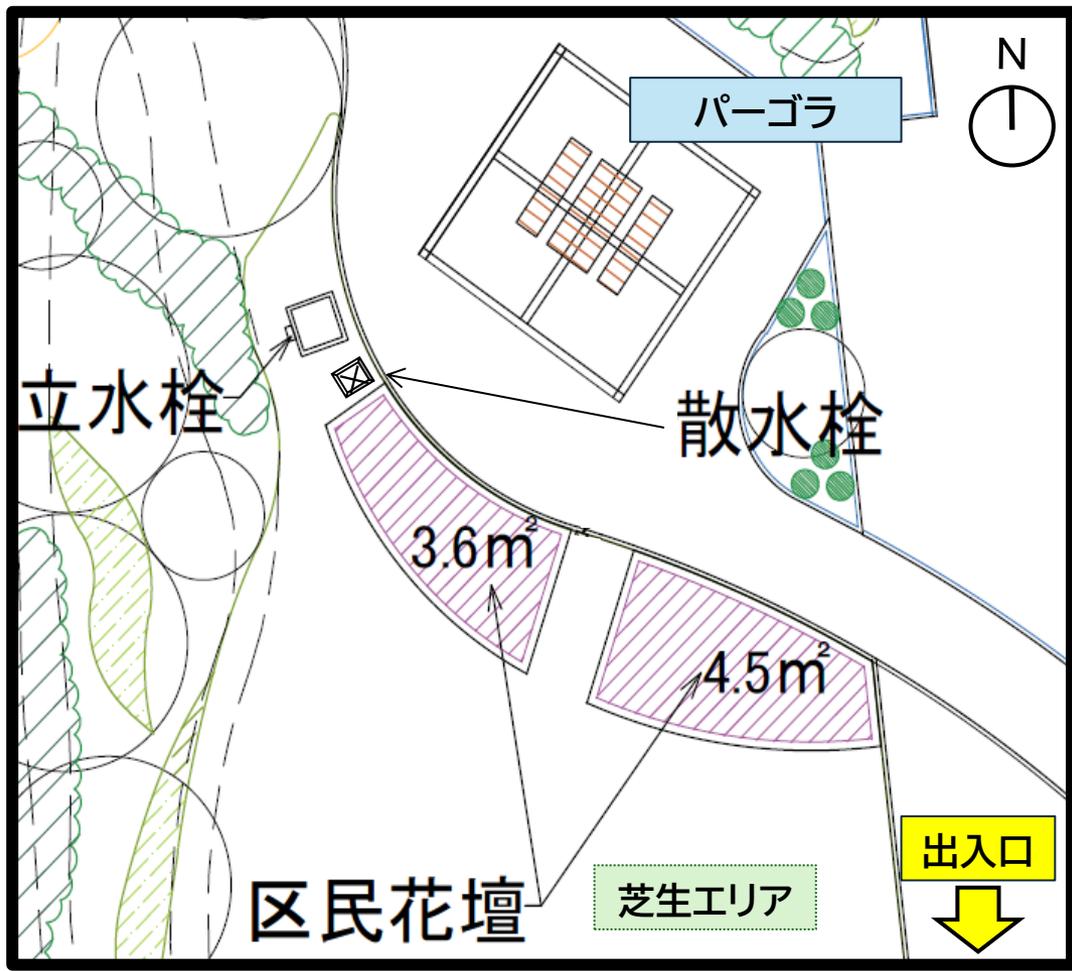


維持管理の道具等を保管

# 1 東棟屋上庭園の検討経過

## (2) 東棟屋上庭園及び区民花壇の設計内容

### ② 区民花壇の紹介



- 設置位置の特徴
    - ・ 芝生エリアでの活動の妨げにならない場所
    - ・ パーゴラで休憩される来庁者の方などにPRできる場所
- ※水栓も用意



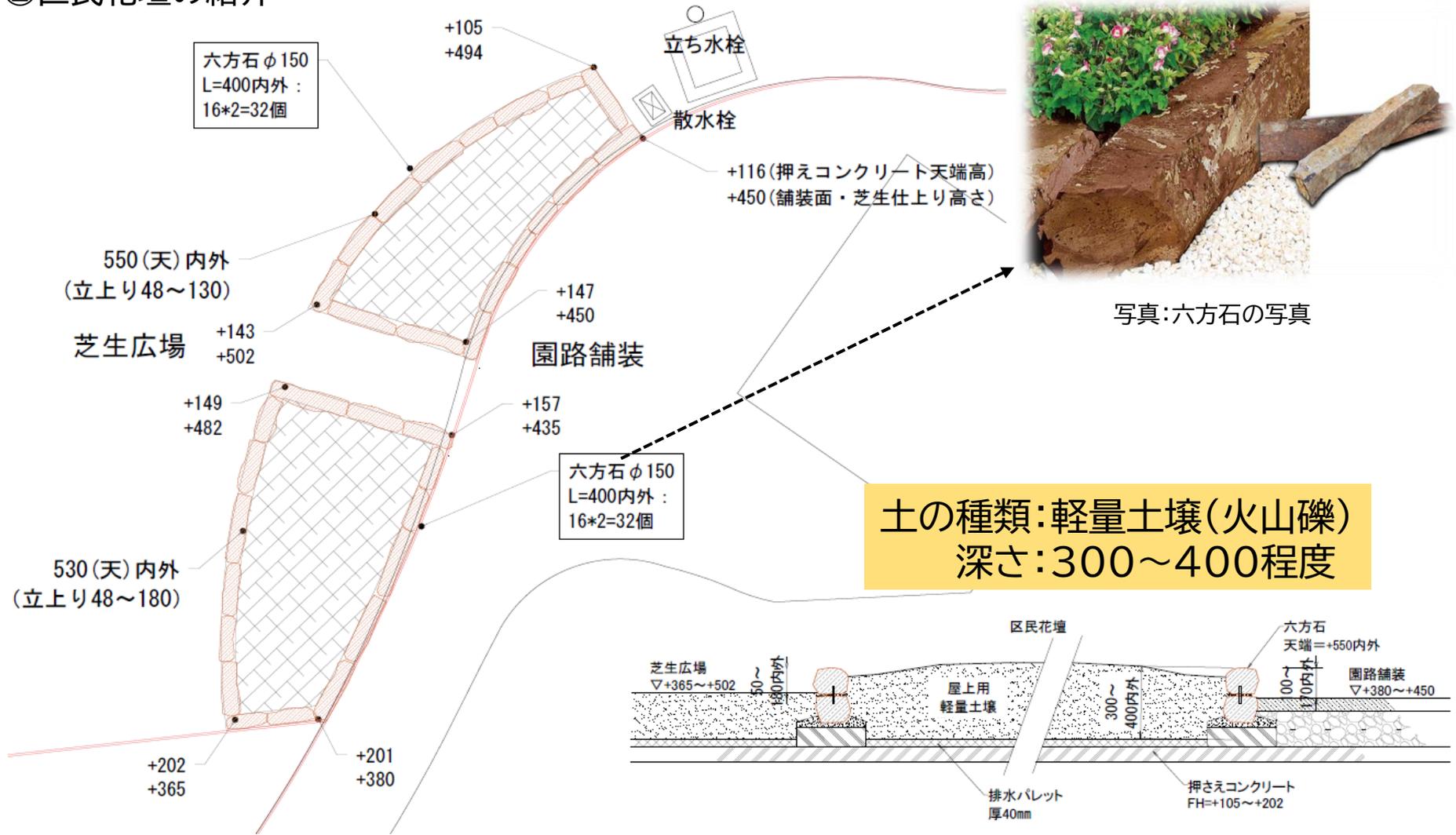
図：区民花壇の設計内容

写真：区民花壇の活動イメージ

# 1 東棟屋上庭園の検討経過

## (2) 東棟屋上庭園及び区民花壇の設計内容

### ② 区民花壇の紹介



写真：六方石の写真

写真：区民花壇の断面図

図：区民花壇の立上り図

## 2 審議案件③イ. 東棟屋上庭園区民花壇等の活用について

### (1) 区民花壇等の区民参加による管理や活用について

・区民花壇等、みどり部分の管理運営手法や管理運営範囲、担い手等の検討

→区民参加について、以下の団体及び区民利用・交流拠点施設運営事業者と連携して運営していく。

- ① 下記(2)のみどり事業に関する団体
- ② 新庁舎WSで協力いただいた団体
- ③ 新庁舎WSの参加者

### (2) オープニングイベント(11/3～23)における、みどり事業の企画・運営

・キックオフイベント(11/3):「東棟屋上庭園の区民花壇づくり・樹名板づくり」

→提案型協働事業の集大成でもあり、区民花壇や樹名板づくりを参加者と11月3日(火)に実施する。

来場者に活動をPR！区民花壇の管理運営の担い手募集にもつなげられると良い

・キックオフ以後～11/23の間のオープニングイベント企画内容の検討

→令和7年12月現在、区民活動・交流事業関係では15団体程度の参加申し込みがあるが、みどり事業に関する団体からの参加申し込みは無い状況。

⇒みどり政策課がネットワークを使って参加の働きかけを行う。

氏名		所属	オープニングイベントについての意見
学識経験者	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	<p><b>【愛称募集(案)についての事前意見集約】</b></p> <p>・愛称をつけたい空間の 카테고리を3つ(屋外、屋内、屋上)に分けて説明するのに賛成です。                      全体のプレイスのもとに、3つのカテゴリーに、スクエア、ラボ、ガーデン、の単語がついていますが、空間の解説のための名称ですか？</p> <p>①愛称〇〇プレイス、〇〇スクエア、〇〇ラボ、〇〇ガーデン                      というように全体の愛称と3つの空間に対して愛称名は〇〇ひとつ。</p> <p>②愛称全体◇◇プレイス、愛称1●●スクエア、愛称2◎◎ラボ、愛称3△△ガーデン                      というように愛称は複数で、それに付帯させて使うための名称としてプレイス、スクエア、ラボ、ガーデン、を使用。</p> <p>③愛称0□□□(全体の総称)、愛称1〇〇〇〇(スクエア部分)、愛称2◎◎◎(ラボ部分)、愛称3◇◇◇(ガーデン部分)                      というように全体の愛称と3つの空間でそれぞれ異なる名称をつけてもOK。</p> <p>上記①②③の考え方ができると思います。                      そのどの考え方もよいとすると、説明に工夫が必要ですね。</p>
	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	公用・応募があった区内活動団体のほか、企画のバランスを取る意味合いを含め、 <b>事業運営委員会等からの推薦企画等があるのも面白いのではないのでしょうか。</b>
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	(欠席)
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	<p>1. 希望イベントの内容吟味し組合せ・順番決め                      各部署・多数の団体から多くの利用希望を出してもらえていて良かったと思います。中身を良く読んで、さらに聞き取りなどもして<b>どんな内容でどの程度の良い影響力でその後の利用促進へと繋がるか、予測・吟味して組み合わせやスケジュールを決めると良い</b>と思います。</p> <p>2. オープニング記念イベントの周知                      それぞれ今まで実績のあるイベントでしょうかから企画内容面は心配ないでしょう。それよりも、広報・集客・多面的なPRへの工夫が重要で、連日閑古鳥が鳴くようでは困ります。<b>交通アクセスが悪い・周辺に盛り場(楽しみなレストランやお店)が無い、という弱点を十分に認識して、イベントの組合せを考えること。</b>具体的には、文化的イベントや地域活動紹介等と食べ物系(キッチンカー、名店の臨時出店)を組み合わせ、午前から一日居ても楽しめそうだと期待でき安心して集まって来れるように配慮する。</p> <p>3. ぶっ飛んだコンテスト企画はどうか？・・「ともかく来て見て！面白いから」というノリ                      ・せたがやB級グルメグランプリ                      ・今日1日だけの「世田谷ラーメン博物館」                      ・せたがやスイーツグランプリ(区内の有名な行列のできるお店が一堂に会して、来店客が投票)                      ・ピザ窯持ち込んで、みんなでピザ焼き体験会</p> <p>4. <b>近隣商店街の活用・・・繰り返し頻度高くイベント企画が継続するのは</b>                      羽根木公園の梅まつりにおける「東松原商店街」からの模擬店出店と同様に松陰神社前商店街やボロ市通り商店街とタイアップ 例:ボロ市前夜祭的「代官餅」販売(並ばずに買える！)</p> <p>5. 楓門祭(国士館大学学園祭)11月3日？とのコラボはどうか？(企画被り・競合避ける)</p>
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	先日は世田谷区障害者福祉団体連絡協議会(連協)で、オープニングイベントへの関わり方等ご説明いただきありがとうございます。 資料を見せていただきました。障害者団体はまだ申込がないようですが、 <b>連協としてあるいは各団体としての参加について皆さんにお諮りしたい</b> と思います。
湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	多様な団体等が手を挙げていて、これまでの努力、積み重ねられてきた取り組みの結果なのだろうと感じました。オープニングイベントでは、 <b>各団体等にこれからも継続的に、気持ちを入れて区庁舎での取り組みに向かっていきたい、そう思っていただけるよう、各団体とのコミュニケーションをとることが裏テーマかもしれません。</b> 最後の交流会、期間中に出展した団体の展示や交流、ということですが、それぞれに展示して撤収、交流会には参加したりしなかったり、したとしてもそれほど多くの人とは話さなかった、などとならないよう、この日に限らず意識しても良いのではと思いました。	

氏名		所属	オープニングイベントについての意見
学生	石 快晟	国土館大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	特にありません。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	オープニングイベントへの区内活動団体の参画について、現時点で多くの団体が参加予定であることは大変意義深いと感じています。一方で、今後の進め方次第では留意すべき点もあるのではないかと考え、学生の立場から二点ほど意見を述べさせていただきます。 一つ目は、団体の関与が当日の運営対応に偏ってしまう可能性についてです。私自身、学生サークルでイベント運営に関わった経験から、参加主体が増えるほど調整が複雑になり、結果として準備段階への関与に差が生じることがあると感じてきました。 そのため、イベントを「共につくる取組み」として捉え、準備段階の役割や関与の範囲を丁寧に共有していくことが有効ではないかと考えます。 二つ目は、団体ごとにイベント運営の経験に差があり、企画の実現可能性を各団体だけで判断することが難しい場合がある点です。企画内容の検討に加え、必要となる物品、人員、費用等の条件を早期に整理し、区内運営事業者が伴走しながら調整を行うことで、無理のない実施と参加団体にとっての前向きな経験につながるのではないかと感じています。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	特にありませんが、OP イベント参加希望団体の申込は、既に締め切っている感じでしょうか。11月までの間に新たに参加したい団体の入る余地があるのかなんかの知りたいです。
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	特にありません。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	オープニングイベントについて、企画段階から区内活動団体の参加を募り、多くの申込が集まっている点は評価できると考えます。 一方で、イベント全体の構成や利用調整を区と運営事業者のみで進める形となると、参加団体の意見がどの段階で、どのように反映されるのかが分かりにくい点が懸念されます。 オープニングイベントは、その後の施設利用や関係づくりにつながる重要な機会であるため、(仮称)事業運営委員会や部会を早期に関与させ、利用団体や地域の視点を踏まえた調整・企画を行うことが望ましいと考えます。 あわせて、当日の賑わいを示すだけでなく、継続的な利用につながるよう、団体同士の連携や施設の活用イメージが共有できる構成となるよう検討を進めていただきたいと考えます。
代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・内容がステージ、イベント、ワークショップ、展示など多岐にわたるため、利用調整の中でいわゆる「すみ分け」を検討されると思いますが、異なるジャンルの活動団体が同時出展する効果(例:「居場所サミット」)も含め、企画段階から自由な発想で検討されることを期待します。 ・なお、当協会は映像上映をメインに説明スタッフを配置する形を検討中です(調整可)。	

氏名		所属	年間事業計画案についての意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	特に意見はありません。 うまくいくといいです。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	(欠席)
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	資料4-2と資料5-1で、(非公表情報) 資料5-2の「賑わい創出の対象場所」には「区民交流室」が抜け落ちています。この利用率を高めることも予め考えてもらいたい。例えば、この部屋で定期的な「お教室」ができると潜在的なニーズに応えつつ、稼働率が高まり・利用者数が増えると思います。例：第2・第4水曜日午後は「健康麻雀教室・麻雀実戦」、第1土曜日午前に「スマホ何でも相談室」、などなど。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	どれも興味深い企画だと思います。一つ提案ですが、 <b>新庁舎全体の様々な防災対策・設備やユニバーサルデザインの見学会、または説明会のような企画</b> はいかがでしょうか？
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	大変充実した内容と感じます。スタートアップ支援、そのなかで示されていた一例、「(非公表情報)」などはどのようなことになるのか、どのようなことが起こるのか <b>未知数にも思われますが、それだけに面白い試行錯誤になるのではないか</b> と思いました。
学生	石 快晟	国土館大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	特にありません。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	①広場等を活かした賑わい創出事業については、実施主体が市民団体となる事業が多いことから、先ほどと同様に、団体ごとのイベント運営経験の差について意見を述べさせていただきます。 イベント運営に関するノウハウは、実際に取り組む中で身につく側面が大きい一方で、私自身の学生サークルでの経験からは、他団体との交流を通じて知見を共有することが、効率的かつ継続的な成長につながると感じてきました。 その点から、事業者提案にある ②企画提案マッチング支援における団体間連携は、重要な取組の一つであると考えています。例えば、下北沢で行われている「下北妄想会議」のように、 <b>個人や団体が気軽に参加できる交流の場を設けることで、企画の発想や運営面での不安を共有しやすくなり、新たな取組が生まれる土壌づくりにつながっている事例もあります。</b> 直接的な支援に加え、 <b>団体同士が学び合いながら成長していける環境を整えることも、有効でないか</b> と感じています。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	5-1)公用利用は、一覧のように大型企画中心で早めに日程が確定できたものから調整していくのだろうと思いますが、今後の可能性として、特に交流スペースや広場、屋上などの各スペースで、日程未定だが、ココでやりたい企画などはあるのでしょうか。一覧に見えない、可能性のものがあるなら知りたいです。
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	きめ細かな内容で運営に期待が持てます。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	運営委託事業者のみで年間事業計画を策定した場合、実際に施設を利用する団体にとって、必ずしも使いやすい運営方法になるとは考えにくいと感じています。 そのため、 <b>区民センターにおける運営協議会のような仕組みを設け、地域住民や利用者の意見を反映できる運営体制とすることで、より地域に根ざした施設運営が可能になるのではないのでしょうか。</b> あわせて、その協議の場には、 <b>私たちのような中間支援組織も参画</b> させていただくことで、利用者と運営側をつなぐ役割を果たし、円滑で実効性のある事業計画の検討につながるものと考えます。
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・公用利用は、●●月間、●●の日など開催時期を固定化することで事業効果向上が期待されることから、日程調整にあたって公用利用を優先することは十分理解します。 ・一方、スペースが大幅に広がることもあり、 <b>区主催事業と関係するテーマの団体利用を同時実施する(ゾーンを分け、区の名義後援を条件とする等)</b> 可能性を検討してはいかがでしょうか。

氏名		所属	令和8年度からの事業運営委員会・部会の進め方についての意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	形式的な部会にならないよう、徹底的に意見を出し合える環境があること、意見集約のプロセスが有機的であるといいと思います。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	(欠席)
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	私、河上勇の肩書・立場ですが、令和8年度からせたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表は任期が満了して交代しますので、4月からは「生涯現役フェア実行委員長」という表記に変更ください。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	これまでのオブザーバー委員が、令和8年度から部会の委員として参画することになりますが、少しでも区民利用・交流拠点施設が有効に区民に利用できるよう参画できればと思います。また、必要に応じてクロスオーバーの参加は必要だと思います。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	異論ありません。
学生	石 快晟	国土館大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	特にありません。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	構成や役割、スケジュールについて網羅的に整理されており、全体として賛成の立場です。また、学生についても今後継続的に関与できる機会を残す方向でご検討いただいていると伺っており、大変ありがたく感じております。私自身、学生ボランティア団体の代表として本委員会に参加しておりますが、同団体には毎年、地域活性化に関心を持つ学生が継続的に所属しています。後任の学生にも本委員会に関わる機会をいただけることで、若い世代の意見が引き続き反映されていくのではないかと感じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	特にありませんが、各部会には、若手の行政職員にどんどん入ってもらい、参加と協働のプロセスやネットワークづくりの経験を積んでもらうと良いのではと申しました。
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	事業運営委員会と部会との関係はどうなっているのでしょうか。資料6-1によると、部会から委員会に報告し、委員会から部会に対し助言とあります。部会は委員会の内部組織ではなく、別の役割を持った会議体で、委員会からの助言はあるものの、部会の所掌事務では部会で決定する、という理解でいいでしょうか。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	資料に示されているとおり、日常のささやかな出来事から本質的な課題を見出し、事業運営に反映していこうとする考え方や、意見交換会と事業運営委員会を連動させた仕組みは、協働による施設運営を実現していく上で有効な枠組みであると感じました。特に、現場での気づきを記録・共有し、ラウンドテーブル方式やワークショップ形式を取り入れながら、自由闊達な議論を行うという点は、多様な意見を引き出す工夫として評価できると考えます。一方で、日常の出来事や利用者の声を議論につなげていくためには、現場スタッフの負担が過度に大きくなるよう配慮するとともに、意見の整理や論点化を支える役割が重要になると感じています。また、意見交換会に参加しにくい方の声や、表に出にくい意見をどのように拾い上げていくかという視点も、今後の運営において意識していく必要があるのではないのでしょうか。意見交換会で集めた意見を事業運営委員会で分析・協議し、その過程も含めて公開していくという流れについては、透明性の確保という点で意義がある一方、安心して意見を出せる雰囲気づくりとのバランスも重要だと考えます。中間支援組織が関わることで、意見の背景や文脈を整理し、関係者間をつなぎながら議論を支えることができれば、この仕組みがより実効性のある協働体制として機能していくのではないのでしょうか。
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・委員会の公募委員は18歳から39歳までの区民限定となっています。年齢を限定する趣旨は理解できますので、異存ありません。 ・一方、区民活動・交流部会の学生委員は区内大学を対象としています。これと整合する形で、委員会の公募対象も、区内在住・在勤・在学まで広げられることを検討してはいかがでしょうか。

氏名		所属	東棟屋上庭園区民花壇等の活用についての意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	協働に際し、 <b>中心的(リーダー的)な団体だけでなく、区内でみどりや花を楽しんでいるグループにも声をかけて、団体同士が知り合い、繋がりができる活動になると良い</b> のではないかと思います。新しく参加する区民の方が、役所の花壇活動だけでなく、より身近な場でも活動できるようになるのではないのでしょうか。また、昨今の夏の暑さに対して、水栓の数が十分か気掛かりです(植栽の水やりの問題)。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	(欠席)
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	何だかつまらなそうな中途半端な屋上広場になってしまうリスクを感じました。遊び要素に、良く滑る樹脂で覆ったお山の「自由滑り台」やターザンロープくらいの遊具があっても良いのでは？それとも、園芸のみに特化?? 狭いのか広いのか? 芝生広場と小道と東屋で休息なのか、園芸・花壇で花を咲かせて楽しむのかコンセプトが、分り難い。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	東棟屋上庭園につきましては、専門家の管理のもと、緑を保っていただければと思います。イベントとしては、植木の販売会や木工細工のワークショップなど。あまり良いアイデアが浮かばずすみません。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	鳥の目線ではなく人の目線で動いている来庁者や地域の人々にとって、屋上は目につきづらい場所であり、そこでの活動を盛り上げることは容易ではないと思っていました。手間とコストを投入して花壇づくりや樹名板作りなどをイベントとして行うことはもちろんできますが、普段目につく場所ではなく、わざわざ行かないければならない屋上。そんなことをしていたとは、またそういう場所があるということ自体、ほとんどの人が知らなかった、となりやすいことだと思います。私ごとですが、私の会社でさせていただいた「世田谷区本庁舎整備に係る伐採樹木活用等業務委託」では、いずれ完成し課題となるであろう屋上のことを意識し、屋上で行われるイベントや日々の営みがあることに、気づく人が増えるよう、区庁舎東棟1階や地下1階、M1階など用につくった区庁舎で伐採されたケヤキで作った椅子の背に、飾り物をかけられるフックを付けました。お正月やクリスマスなど、季節のイベントに関連して屋上の植物を使ってリースなどを作り(そういうことをイベントにすることも検討)、それをただ参加者が持って帰るだけでなく、庁舎ホワイエ等にある椅子の背にかけると共に、屋上でそうした活動がされていることも案内する。庁舎には四季の季節感が出て、来る人を楽しませる。そういうことをしている人が区庁舎のような場所にもいる、素敵な街だと感じられる、そんなことになれば良いと考えていました。屋上は提案型協働事業という経緯もあり、難しいのかもしれませんが、「世田谷区本庁舎整備に係る伐採樹木活用等業務委託」では何年にもわたって、区庁舎が区民にとって特別な場所になるよう取り組んで、区民と区職員の物語をつくってきました。屋上の花壇、に視野を狭めず、区庁舎全体の緑に係る取り組み、そしてまたそこで試行錯誤されていることが、区全域、そしてまた他の自治体にとっても参照すべきものになれば良いのと思わずにはいられません。そうした方向に持っていけるだけの土台をつくったつもりでした。それが活かされず、単に屋上、屋上の花壇、になってしまっているのは勿体無いと思います。ケヤキ等の伐採樹木に係る取り組みについては、区の公式Youtubeで動画が何本か出ていますので、関係の方々には今一度ご確認いただければと思います。
学生	石 快晟	国士館大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	特にありません。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	東棟屋上庭園の区民花壇について、 <b>幼稚園児から小学校低学年の子どもたちが植物栽培や収穫を体験できるスペースを意識的に設けてはどうか</b> と考えます。近年、こうした屋外での栽培体験は、土に触れ、成長を見守る過程の感性や主体性を育む機会として教育的価値が高いとされています。例えば「世代交流型複合商業施設『コトニアガーデン新川崎』では、子どもたちがじゃがいも栽培に取り組み中で考える力や協力の姿勢が育まれ、地域の方との交流も生まれた事例が報告されています。 <b>屋上庭園の花壇を、単なる緑地としてだけでなく、子どもたちが地域の人と一緒に育て・学べる『屋上の学びの場』として活用することは、地域参加の拡大や多世代交流の促進にもつながるのではないかと</b> 感じています。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	区民参加管理手法はコストとの兼ね合いもあると思います。自主自立型(例:区民参加管理を仕様として団体との管理協定)、コーディネーター伴走型(例:コミュニティガーデニング活動の立ち上げ・管理)、協働よりも参加重視型(例:期毎の園芸緑化実習会&見本園&お手入れ管理)など幅広く考えられそうです。 <b>近隣区民(や区職員園芸好きも?)に関わってもらって継続的な管理がしやすいかもしれません。</b> その上で、 <b>各花壇のコンセプトを設定するなどして進めると、それに沿ったプログラムなどが計画しやすくなるのではないのでしょうか。</b> イベントについては、庁舎訪問者の動線から外れている屋上を訪れる機会として、天気の良い日はエディブルガーデンのハーブティー試飲、ガーデンカフェ等あるかもしれませんが。 <b>オープニングイベントとして区民に花壇づくりなど参加してもらうのはよいアイデアだと思いますが、その企画の目的を明確にする必要がある</b> と思います。これをきっかけに花壇づくりメンバーになってもらうとするのか、単なる一元さんとしての企画なのか。イベント企画、担い手確保、活動内容、それぞれを単体で考えず、一貫したものとして全体で検討するのがよいと思います。
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	特にありません。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	東棟屋上庭園区民花壇について、区民参加型で進めていく方向性は、施設の特徴づくりに加え、地域における交流や福祉的なつながりを生み出す観点からも有意義であると考えます。一方で、 <b>区民参加による管理を継続的なものとするためには、特定の担い手に負担が集中しない仕組みづくりが重要</b> だと感じています。 <b>高齢者や障害のある方、子どもなど、さまざまな立場の区民が、それぞれのペースや関わり方で参加できるよう、作業内容や役割に幅を持たせた管理方法を検討</b> していくことが望ましいと考えます。また、区民花壇を活用した活動については、みどりへの関心をきっかけに、世代間交流や孤立の予防、地域での見守りといった福祉的な視点とも結びつけた事業展開ができる余地があると考えます。その際には、福祉関係団体や地域活動団体、運営側をつなぐ役割として、中間支援組織が関わることで、無理のない形での参加や継続につながるのではないのでしょうか。オープニングイベントにおいては、 <b>完成した花壇を披露するだけでなく、来場者が実際に関われる花壇づくりや樹名板づくり等を行うことで、年齢や経験を問わず参加しやすい場となり、「これからみんなで育てていく場所」であることを共有でき、その後の継続的な関わりや利用につながる企画</b> になると考えます
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・資料7の内容に、異存ありません。 ・5月上旬以降10月下旬までの近年の気象条件を考慮すると、 <b>夏場に極力手間のかからない種類を選定するとともに、夏場は屋外でのイベントを避けることが必要と考えます</b> (当方が申し上げるまでもなく検討されていることと思いますが、オープニングイベントにみどり事業に関する団体申込みが现阶段ではない状況と伺っての懸念でもあります)。 ・また、このことが区民参加の制約になることをカバーする方策の検討も必要と考えます。